

埼玉県立病院機構最低制限価格設定等取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、法人契約事務取扱規程第8条（同規程第18条において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格を設ける時の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 落札者 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者（建設工事請負一般競争入札（事後審査型）実施要綱における落札候補者を含む。）をいう。
- 二 決裁権者 法人会計実施規程別表第4の決裁区分による決裁権者をいう。
- 三 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- 四 下限値 第4条第1項第一号のただし書きにおける3分の2及び同条第二号における3分の2をいう。

(対象)

第3条 最低制限価格制度を設けることができる入札は、次に掲げる入札で競争入札に付するもの（以下「対象案件」という。）とする。

- 一 建築物及びその附属施設の管理に関する業務
 - ア 点検業務
 - イ 保守業務
 - ウ 設備等運転・管理業務
 - エ 清掃業務
 - オ 執務環境測定等業務
 - カ 警備業務
 - キ 電話交換業務
- 二 前号のほか最低制限価格の設定が必要と決裁権者が判断したもの

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号により定める。

- 一 予定価格算出の基礎となった次に掲げるアからエの合計額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては3分の2を乗じた額とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額(円未満切捨て)
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切捨て)
 - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切捨て)
 - エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額(円未満切捨て)
- 二 決裁権者が特別なものと認めた場合については、第一号にかかわらず、予定価格の3分の2から10分の9.2までの範囲内で決裁権者が定める値を乗じた額とする。
- 三 算出に当たっては、第一号のアからエの額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じる。
- また、第一号のただし書きの規定及び第二号の特別なものについては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。ただし、下限値を使う場合、もしくは端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。
- 2 対象案件が業務委託の場合、前項第一号ア「直接工事費」を「直接人件費と直接物品費の合計」に、同号ウ「現場管理費」を「業務管理費」に、同号エ「一般管理費」を「一般管理費等」に、それぞれ読み替える。

(予定価格調書への最低制限価格の記載)

第5条 予定価格調書には、予定価格及び入札書比較価格のほかに、「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格の110分の100の額〇〇円)」と記載する。

(入札参加者への周知)

第6条 入札の執行に当たっては、入札公告又は入札説明書に最低制限価格を設けた旨を記載する。

(落札者の決定)

第7条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 第1項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は抽せんによる。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。